



平成14年11月19日

各 位

会 社 名 東北化学薬品株式会社

代表者の役職名 代表取締役社長 東 康 夫

(登録銘柄 コード番号7446)

問い合わせ先 取締役経理部長 木村 諄光

T E L 0172-33-8131

## 定款変更に関するお知らせ

平成14年11月19日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成14年12月19日開催予定の第51期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知申し上げます。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成14年12月19日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
  - (1) 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行され、「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律」(平成9年法律第55号)の廃止に伴い、現行定款第5条第2項の規定を削除するものであります。
  - (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行され、新株予約権制度が創設され、会社関係書類の電子化の改正等がなされたことに伴い、現行定款第38条(転換社債の転換により発行された株式に対する配当金)を削除し、また、第10条(基準日)、第35条(利益配当金の支払)、第36条(中間配当の支払)について、所要の変更を行うものであります。
  - (3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が3年から4年に延長されたことに伴い、現行定款第27条(任期)について、所要の変更を行うものであります。なお、監査役の任期延長の適用時期を明確にするため、附則を設けるものであります。

### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株式の総数及び取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、14,640,000株とする。ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</p> <p><u>2. 当社は平成10年12月18日後取締役会決議をもって、400,000株を限度として、利益による消却のために自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の他、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告の上基準日を定めることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は就任後<u>3年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第35条 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払うものとする。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は就任後<u>4年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払うものとする。</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(<u>転換社債の転換により発行された株式に対する配当金</u>) 第38条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が10月1日から翌年3月31日までになされたときは、10月1日に、4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>第27条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u></p>

以上